資料１

男女共同参画の推進に向けた推進体制

霧島市男女共同参画推進条例（H24.4.1 施行）

第２次霧島市男女共同参画計画
（霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画）
（霧島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画）

市　長

男女共同参画推進連絡会議

会　長：副市長
副会長：教育長
委　員：関係部長
役　割：男女共同参画に関する施策の総合的な企画及び推進

幹事会	DV 被害者支援庁内連絡調整会議
会　長：市民課長 委　員：関係課長 役　割：男女共同参画に関する施策の具体的事項を審議	会　長：保健福祉部長 委　員：関係課長 役　割：DV 被害者の保護及び支援に関する施策の推進

市民環境部　市民課
【男女共同参画推進連絡会議及び男女共同参画審議会事務局】

総合調整　推進

関係課

連　携

国　県

諮問

提言

男女共同参画審議会

■基本計画の策定・改訂
■男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議

委　員

男女共同参画に関する識見を有する者 15 人以内

市　民

連　携

事業者